

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

昨日の阿部俊作君の一般質問の答弁について、当局から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 昨日の阿部俊作議員の一般質問での私の答弁に、誤りがありましたので、訂正させていただきます。

ふるさと納税での給食費無償化の実施の質問の中で、ふるさとづくり基金の残高推移での答弁であります。ふるさとづくり基金から9億9,000万円繰り入れて事業を実施し、ふるさと納税を財源とする事業充当額は2億5,000万円であり、毎年7億5,000万円程度目減りし、7年で枯渇すると答弁いたしました。この部分に誤りがありました。

ふるさと納税を財源とする事業充当額2億5,000万円のほか、ふるさと納税返礼品及びポータルサイト等の経費等2億5,000万円、ふるさと納税額5億円相当を原資として、ふるさとづくり基金から繰り入れします。よって、基金残高の目減りする額は、ふるさとづくり基金繰入金を約10億円とした場合に、ふるさと納税寄附金を原資とした繰り入れ後5億円を除いた約5億円が目減りする額となります。

現在のふるさとづくり基金残高約49億円に対し、この状況が続くと10年で枯渇するということとなります。訂正の上、おわび申し上げます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員、よろしいでしょうか。

○8番（阿部俊作君） 後でまた。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 改めておはようございます。創生会の東梅康悦です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず、1点目といたしまして、グループホームについてお尋ねいたします。

障害を持つ方々を取り巻く社会を考えたとき、住み慣れた地域で安心して生活し、可能な範囲で社会参加しながら自立した生活が実現でき、周囲の方々も障害を持つ方々に

対して理解を深め、心のバリアフリーを進め、障害のあるかないかにかかわらず、お互いに尊重し合える大槌町であってほしいと願っております。私も微力ながら関わっていきたくと考えております。

町でも大槌町障害福祉プランを掲げ、多様な障害者施策を事業推進しており、町内にも事業所や施設も複数あり、利用されております。その中で、グループホームにつきましては、プランにはあるものの設置には至っておりません。さきの3月定例会の予算審議の中で、グループホームの必要性について質疑したところ、大きな課題と捉え、実現していく必要があるという町長答弁をいただきました。

現在の日本社会の中で、家庭、家族を取り巻く少子化、高齢化による諸課題には、国や県、市町村も多様な施策を実施し、支援しております。その中の一つとして、親や兄弟、親族など支える側が不在となった後の子弟のその後の生活には、グループホームも大きな支援策となり得ます。

今年度は、大槌町障害福祉プランの基本計画及び実施計画の最終年度でもあり、次期計画の策定に着手する年度でもあります。グループホームの設置を強く取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

次に、町道三枚堂線についてお尋ねいたします。

町道三枚堂線は、平成9年3月に道路認定されております。当時は、県の代行事業でありますふるさと農道事業で実施を目指しておりましたが、様々な問題等があり、実施できなかったと認識しております。

この町道三枚堂線につきましては、平成28年12月定例会の一般質問でも取り上げました。その時点での町の考え方は、年次計画で取り組んでいる町道小鎚線の改良工事を優先的に進めたいとのことでした。また、事業実施の課題として、岩手県との協議、地権者からの同意、財源の見通しが示されました。小鎚川流域は、下流地域では両岸に町道が整備されておりますが、町道三枚堂線の部分が現在途切れている状況であります。この部分をつなぎ、両岸に町道を整備することができれば、町にとっても様々な点で有益となり、有効活用されると考えております。町道小鎚線の改良工事も完了した今日、町道三枚堂線についても取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、グループホームについてお答えをいたします。

さきの3月定例会における議論を踏まえ、3月に釜石市、4月に山田町のグループホームの現地視察を行ってまいりました。私自身、グループホーム内の設備や利用状況等を直接確認するのは初めてであり、管理者及び従事者からの説明等を聞く中で、改めてその必要性を強く感じたところであります。

グループホームの設置につきましては、本年度策定する次期大槌町障がい福祉プランに整備することを明確化し、早期実現に向けた具体的な取組を着実に進めてまいります。なお、グループホームの原則として、住まいの提供及び夜間支援が主となることから、関係機関や団体等との協議を図りながら、福祉的就労に向けた支援や、地域で活動できる場の提供など、日常活動の在り方についても併せて検討してまいります。

次に、町道三枚堂線についてお答えをいたします。

三枚堂橋から山岸橋につながる町道三枚堂線の道路整備は、平成11年度に事業化に向けて手続を進めようとしたものの、用地の課題により実施に至らなかった事業であります。現在においても、整備に向けては大きく3つの課題があると考えております。

1つ目は、2級河川小鍬川の管理者である岩手県との河川協議であります。平成11年度に計画した道路は、河道の計画水量を確保した上で、ほぼ左岸堤防に並行する形状で右岸堤防を併用するものでしたが、近年、異常気象による豪雨災害が頻発していることから、超過洪水対策を考慮した場合、河積を小さくするような当時の計画による整備が可能なのかについて協議する必要があります。最大限、河積を確保する必要があるということになれば、山沿いに腹づけするような道路線形で協議することとなる可能性があります。

2つ目は用地についてであります。事業実施に必要な土地については、地権者に、事業の必要性について説明し、同意を得る必要があります。平成11年度には、地権者への説明の段階で、堤防を設けることにより遊水池機能が失われ下流に影響が及ぶとして強い反対を受け、整備を断念した経過があります。また、震災で用地の調査資料も全て流失していることから、調査に新たな業務が発生することになります。

3つ目は財源についてであります。当時活用していた県営ふるさと農道緊急整備事業は、町が一部負担を県に支払うという県代行の事業であったため、町の財政負担が軽いものであります。この制度は既に廃止されていることから、新たな事業手法を検討する必要があります。

今後、申し上げた3つの課題を勘案した上で、安全で快適な生活や防災、減災の観点等から、町道三枚堂線整備について調査検討をしてみたいと思います。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それではグループホームについてお尋ねします。まず、答弁内容は、ほぼ満足するような内容ですので、共有というところの中で、若干再質問をさせていただきたいと思えます。

次期の大槌町障害者福祉プランの中に整備することを明確にすると、また、早期実現に向けた取組を強く進めるということでもありますので、本当にこれはよかったなと思っています。そしてまた、3月定例会におきまして、質問、質疑したところ、3月には釜石市、そしてまた4月には山田町のグループホームをそれぞれ視察したということで、本当に素早い行動に対しまして、また感謝申し上げたいと思えます。

そこで、このグループホームをちょっと振り返ってみますと、震災前に、やはり福祉課のほうでも、グループホームをある用地に建てようと思いましたが、しかしそれもできなかったと。また近年では、ある福祉法人がしようと思いましたが、またそれも様々な土地条件等の絡みがありまして頓挫したということで、私は承知しております。

私が思うには、このグループホームを設置するには、やはり地域の理解や財源ですよ、お金です。そしてまたいろいろな課題が大きいと思うんですが、課長は、今年初めてそのポジションになったわけですが、このグループホームを造る上で一番何が大事だと思いますか。令和2年の一般質問においても、障害者福祉計画を一般質問したとき、お隣の前課長にも、そのことをまず課長としての考え方を尋ねしましたので、新しい課長さんにも聞きたいと思うんですが、ちなみに、私はこう思っています。障害者という対義語の中に健常者という言葉があります。やはり、何が一番大事かといいますと私は、健常者の方々の深い理解だと思っています。私のまず考えはそうです。課長はどのように考えていますか。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） お答えいたします。

私も、議員のお考えのとおり、やはりこういった事業を進める上では、障害に対する理解という部分が非常に大切ではないかというふうに考えております。また今後、詳細につきましては、これからの検討ということになりますけれども、現行の障害者福祉プランにも示されている内容になりますけれども、前提といたしましては、民設民営での

設置を町としては考えているところであります。

そうした場合に、手を挙げていただける事業者や法人等があるかどうかというところにもなろうかと思えます。また、手を挙げていただくために、町としてどのような支援ができるのか、また、どのようなスキームで事業を実施していくのかという点がとても肝要になろうかと思えます。町有地の利活用も含めた建設場所の選定であったり、あと建物の規模や、入所できる人数など具体的なスキームは、これからの検討ということになりますけれども、様々な課題に直面していく可能性もございますので、一つ一つ課題を整理していきまして、先進自治体や多くのグループホームを運営している事業者等からのノウハウを吸収しながら、組織実現に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。これから聞こうと思っていたことを、まとめて答えてもらいましたが、やっぱり一問一答のほうが分かりやすいと思えますので、繰り返しますが、もう1回答えていただければと思います。

そこでグループホームといえば、皆さん、イメージ的には、例えばブロック、鉄筋コンクリート造りで何か堅々しい公共的なイメージを持つと思うんですが、実際そういうところもあると思うんですが、やり方によっては、例えば今の一般住宅を、そのようにリフォームした中で利用されているところも、結構あるようですね。また、日中、グループホームは夜間過ごすところというイメージもあります。じゃあ、日中どうするのやということになりますが、日中は、例えば就労支援など、まずは施設の中で過ごして、夜はグループホームに帰るというやり方が一般的だと思うんですが、視察をされた中で、釜石、山田というところで視察されたと思うんですが、その紹介を少し、釜石ではこんな感じだった、山田はこんな感じだった。そこをもって大槌町はこうしたほうがいいんじゃないかというようなものをお持ちなのであれば、御紹介していただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） まず、釜石市になりますけれども、今現在、5か所のグループホームがございます。そこに今28名が利用されているというふうなことになりますけれども、基本的に釜石市でございますのはアパートタイプで、わざわざといいますか、改めて建てたというよりは、既存のアパートを借り上げたり、そういった形で利用

している、再利用している部分もありますし、山田町のほうにつきましては、本当に民家です。民家を買ってリフォームして、そこを生活として利用しているというふうな感じに見受けられます。あと、用途につきましてもグループホームといいますと、どちらかといえば、施設からの地域移行という形の大きな受皿というふうな形になりますけれども、そういった意味では一般的に、障害の程度が割と低い方が入所されているのが、釜石市であつたりとかそういった形になっておりますけれども、山田町のほうは一軒家なんですけれども、重度の障害のある方のほうの受入れを主にやっているような状況でございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。先ほど、課長がまとめて答弁しましたが、やはり本来、今、町内事業者、法人等でも福祉サービスを提供しているわけですが、本来であれば町内の事業者さん、法人さんが手を挙げた中で、ぜひというところもまず願うところですね。ですので、先ほども言いましたが、今、障害者サービスを提供されている事業者さんが、例えば、日中一時支援や生活介護、短期入所あるいはそのB型就労支援等もやられていますよね。そういう方々と、今後詰めていかなければならないと思うんですが、やはりその部分を徹底した中で、町内事業者さんが、まず手を挙げるような環境づくりというところが、一番まず必要なんじゃないかなと思うんです。改めてその部分、また答弁お願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 東梅議員おっしゃるとおり、グループホームはあくまで住まいの提供であつたり、夜間支援が主となりますので、就労支援であつたりとか一般就労、施設への通所、あと日中活動の在り方が大変重要になっております。例えば、希望されるグループホームがその方が気に入ったとしても、日中活動のほうでマッチングしなければ、そこが成立しないという場合も結構ございます。そういった観点からも、今、町内の施設でも2つ、就労系であれば2つの事業所ございますけれども、そういった部分とも今後調整をしながら、また一方で1つの自治体でそれらを完結するということは、なかなか実際厳しい部分もございますので、そういった部分につきましては平成18年に、釜石大槌地域自立支援協議会というのを設置しておりますので、そこら辺をちょっと圏域で協議したり相談したりしながら、基本的には原則、町の中で何とか収めるように、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今のサービスは、町独自じゃなくて釜石と圏域という中で連携しながら進めていますので、です。本来は、町内が手を挙げるところが仮になかった場合は、まずは釜石でと考えると。もし、釜石でも、なかなか厳しいということであれば、圏域内ということもこれはもちろん考えられるわけですが、その部分ちょっと説明していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 実際に今、グループホーム、本年4月時点におきまして、大槌町で支給決定しているグループホームの利用者は、15名でございます。その中で、釜石市のほうに3名、大船渡市のほうに1名、宮古市のほうに3名ということで、沿岸地域ですとこの7名の方が利用されているということになっておりまして、釜石大槌圏域が基本とはなるんですけれども、以前より、宮古圏域のほう結構障害に関する施設等につきましては、先進地といいますか、進んでいる部分がございますので、そういった部分と協力しながら、実現に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 具体的な利用者数を、説明ありました、要するに15名だと。ただその半分は、まず近場で済んでいると。ただ、その残りの半分はどこに行っているのかという話なんです、その分の方を御説明していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小國晃也君） 15名中7名が沿岸地域、利用されております。残りの7名が、県内の内陸のほうに入所されております。そして1名が、県外のほうを利用されているというふうな状況になっております。やはり、どうしてそういった地域を選ぶかとなるとやっぱり、一般就労先であったりとか、日中活動の支援の在り方、本人へのマッチングという部分の中で、そういった地域を選んでいるというふうなことが大きな理由として挙げられると思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 本当は、家族にとってみれば、近場で様子を見ていたいという部分もあると思うんですが、なかなかマッチングできない部分があって、遠くのほうにグループホームとして利用されているという、今の実情があるわけでございますので、ぜ

ひこの部分はなるべく目の届くところ、あるいは近場で行ったり来たりできるということに設置できれば、本当に家族にとってもいいのかなと思っています。

次期計画の中に、強く取り組むということで期待をしております。その中で、サポートする側の人間も高齢化がありまして、これは1年ごとに進んでいくわけです。ですので、そんなにゆっくり構えるわけにいきませんよという話になるわけです。ですので、ぜひ担当課頑張ってくださいと。やっぱり、私は、役場職員の方々も議員もそうなんです、福祉部署、あるいはいろんな部署を異動で歩くわけですが、やはり各担当課長さんたちもこの部分は自分事のように考えた中で、考えていただきたいなと思います。いつ誰がそのポジションに行っても、事業が止まることなく継続していけるような役場体制であってほしいなと思っています。

3月議会で質疑したところ、素早い対応を取っていただきましたが、今回のグループホームのまとめというところなんです、やるということであり、改めて、町長の考え、意気込み等を伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 実際に、3月定例会においての質疑の中で、きちんと私自身がグループホームというのを確認しなきゃならないと思ひまして、見学に行つてまいりました。先ほどの課長が話したとおりの内容ですけれども、やはり計画の中に明確にすること、そしてやはり早期に実現をしていきたいと思ひます。やはり、これには、もちろん事業者ということありますけれども、先ほど議員が懸念されている地域の方々、多くの設置しようとする部分の方々のご事情もあつたから、しっかりと説明をして御理解をいただきながら進めていくと、それは事業者も含めて並行的に説明をしていくという取組を、早急にしていきたいと思ひます。

計画は計画ですけれども、計画をしっかりと立てる中では、並行して次年度以降すぐ取りかかるようなそういう取組にして、やはり障害者の方々のこれからのこと、あとは御家族の方々のこと、様々なことを考慮しながら、早急に実現するように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。次に、三枚堂線につきましてお尋ねしたいと思ひます。この三枚堂線は新設のお願いになるわけですが、今現在、町道の総延長が219キロということであり、多くの町道が日々利用されているわけですが、そ

の利用する中で、改修やら改良やらの計画あるいは要望などがたくさんあると思うんです。ですので、この町道新設の質問については、ちょっと厳しいのかなという思いの中で、聞かなければいけないんですが、ただやはり平成9年にそういう事業絡みの中で道路認定されていますので、諦めるわけにはいかないということで、まず聞きたいんです。

日常生活における利便性、そしてまた今後における防災、減災の観点も含んでいるということ、改めて御理解ください。その中で質問をしますので、よろしく願います。

今回の答弁の内容も、28年と同じ3つの課題が示されました。県との河川協議、そしてまた用地の問題、そしてまた財源をどうするかというところがございます。まず、県との協議についてなんです、現在のあの部分を見ますと、今の堤防から山側を見ますと、川幅が狭いところ、また奥まって広めのところがあります。これは山がどの程度張り出してきているかということに影響がある、山の形状からだと思うんですが、確かに昨今の台風や大雨の発生頻度を考えれば、遊水部分ですか、その部分はやっぱり必要なことだと、私も考えています。ただ、そのことを踏まえて、今、答弁にもありましたが、可能性としては河道の面積を確保すると。それには、やはりその山際に町道を整備する方法のほうが、一番可能性が高いのではないかという答弁の内容なわけですが、私もその部分が一番大事だと思うんです。やはり、県との協議は、平成10年前後の協議とはまた違ってきておりますので、その山際に町道を線形として計画するんだということしか、選択肢はないのかなというような感じを持っています。その部分につきまして課長はどのように考えますか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、山際の話もあるんですけども、そもそも河道面積をいかにしてクリアするかということが、重要であると思います。また、昨今の異常気象ではないですけども、雨の降り方が以前と変わってきているということもありますので、いかにして災害防止を図りながら道路のほうを整備していくか、堤防のほうを整備していくかということが重要になると思いますので、一概に山際に張りつけなきゃならないということではないので、あくまでも予備設計なしそれ以前に当時の地権者さん、今は所有権移転で、相続であったりとか売買であったりとかで変わっているかと思うんです。変わっているかもしれませんが、その方々に当たりながら、その用地のほうをまずクリアにして、そして、予備設計図で県のほうに協議をして、真っすぐの線形なのか、

山際のほうの線形なのかということを確認しながら、かかる用地についていかにして取得していくのかということ在地権者さんのほうにまた戻して、説明しながら事業を進めていく。ただし、最終的にどのような事業、昨今の、もともとの農道系の整備のほうではちょっと難しいところが今ありますので、社会資本総合整備交付金というのがありますが、そちらのほうの道路のほうについては、今現在採択率というか、交付決定率がすごく低いところもありますので、どういった財源が一番適当なのか、一番充てやすいのかということも鑑みながら整備の可能性、県との協議と地権者さんのほうのお話合いによると思いますけれども、そちらのほうについて可能性を探っていきたいと。

今までは、今年に入ってから臼澤人道橋も完成したので、復興交付金事業も全てハードのほうは完了しています。また、災害防止という観点から、生井沢川のほうの切替えの改修であったりとか、今現在、大ケロ川のほうも進めています。それらも終わってきていますし、議員御存じのとおり、小鎚線のほうも完了していますので、三枚堂線のほうについてもどのような事業が充てられるのかとかということを鑑みながら、ちょっと検討させていただければというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確認ですが、まず役場がこの事業をやる場合、順番としてはまず用地を調査すると。調査したものを持って県とどのような形の道路にしたらいいのか、できる、できないを含めて、まず、県に当たると。その当たったものをまた持ち帰って地権者さんに当たると。まず、その順番でよろしいですね。改めてまたお尋ねします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） 議員おっしゃるとおり、一番最初に、こういった事業を考えていますということ在地権者さんのほうにまず当たってみて、それがどの程度用地が入るのかということがまだ不透明ですので、その線形とかについて河川管理者である県のほうと協議をして、この部分広げますよとか、ここについて河川堤防ないし道路を整備しますよということがなった上で、用地がどのぐらい当たるんですよということ在地権者さんのほうにまた持ち帰って説明するといった過程が必要だというふうに認識しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。工事を進める上での順番というものがあると思いますので、まずその部分を確認したかったわけでございます。

そこで、今回の質問を受けて、確かに当時の調査資料等はまだ津波で流失したということで、ゼロからのスタートになるわけですが、とはいえ、今もあそこの部分については地籍調査、国調が終わっているか、終わっていないか。私も把握していませんが、仮に終わった場合、仮に終わってない場合にしろ、新しい公図、あるいは古い公図等があると思うんですが、今回のこの質問を受けた中で、そういう公図をちょっと調べたり、筆数がどの程度あるのかなというところは、まず確認していますでしょうか。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） そちらのほうについては、今現在公図とかを宮古の法務局のほうで調べたりとかということではなくて、今現在、町のほうでは鎮魂の森整備事業というのもありまして、こちらのほうの発注者支援ないし積算支援とか工事管理支援のほうも、当課のほうで行っています。なので、なかなかマンパワーのところについてはつらいところもあるんですけれども、年度内には、その地権者さんのほうの下協議ではないんですけれども、一応調べることで調べをつけて、今年度になるか来年度になるか分かりませんが、事業の採択、もしくはそういうことを進めるということになった場合には、地権者さんのほうに当たって予備設計をかけた上で、県のほうに協議をしていってまたそれを戻していくという手続になっていくのかなと思います。

少なくとも、年度内にはどのぐらいの筆があって、何名の地権者さんが該当するのか、先ほども申しましたけれども、所有権が移転している可能性もありますので、その辺も一から調べ直しなのかなというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 先ほどの質問、お話に戻りますが、その遊水機能というところでちょっとお聞きしたいんですが、例えば河川と通常言われるところに私有地がある場合もあると思うんです。その場合は、一見するとその境界が、分かりますもんね。ぱっと見た感じ、どこが県の部分で、どこが私有地の部分なのかというのは、ほぼ分からないと思うんです、やっぱり図面がなければ。それを踏まえた中で、例えば大雨、台風等が出た場合、川の流れは県の部分だけ流れるわけではありませんので、もちろんオーバーフローした中で私有地の中も流れるんです。それがあえて言えばその遊水機能ということになると思うんですが、例えば、大槌町には小槌川、大槌川があって県の管理だと。その中でもその河川内に、恐らく私有地も何か所かあると思うんです。その場合、例えば大雨あるいはその台風等が来た場合、私有地の所有者と県との間で、この場合は遊水

池として利用させてもらいますよなどの協定などはあるのでしょうか。その部分、どうなるのかというところが、県のことなんです、町としてどのように把握しているかというところを伺っておきたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） 町道とか県道とかも含めて、公共用地という形になると思うんですけども、河川のほうも含めて、道路であれば道路認定だったり、河川のほうも認定とかという網をかけて、そのところについては道路用地だということ、もしくは河川用地だということ指定をしております。そこを指定したことによって、本来であれば整備する際に、用地買収とか行っているのが本来であったと思うんですけども、50年前とかその頃には、ただそれを認定するだけで用地買収まで至らなかったということが多くて、協定を結ぶということではなくて、その認定をかけたことによってそこに対する維持管理とか、もしくは流木とか河川の場合は流れてきた場合の除去であったりとか、あとは、財産になるようなものでない場合の倒木の伐採であったりとか、そういったものはそれぞれの施設を認定している管理者のほうで維持管理をしているということになっています。

一般の方については申し訳ないんですけども、そういったところについてはあくまでも個人の用地だということになっていまして、直接何かをお願いしているとか協定結んでいるとかということにはなっていないというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。やはり地域の方々が、前回はあそこに道路を造ることによって川の流れが狭くなって、もしかしたらオーバーフローするんじゃないかという懸念の中で、当時は賛同を得られなかったという答弁の内容でございます。そこで、先ほども聞きましたが、用地を調べて県と協議して、また地権者との協議をするという順立てがあるわけですが、その場合、近隣の関係者あるいは地域住民というところも、やはりその賛同をもらわなければ、幾ら地権者がオーケーを出しても、地域がノーと言えばなかなか事業が進まないというのも、これもまた考えていかなければいけないと思うんです。

その中で、じゃあ、地域にいつのタイミングで、どのようなこと、コミュニケーションを取ったらいいのかなというところになると思うんですが、地域に入るタイミングとしては、県との協議が終わってから、あるいは県との協議と並行してから、あるいはど

のタイミングかというところも、今までも様々な工事をした中で、そういう地域との説明会というのも経験していると思います。この大きな復興事業をした中で、そういうことも結構経験されていると思うんですが、この場合、地域の同意を得るコミュニケーションのタイミングというのは、どのようなところがふさわしいのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） 本来であれば、まず、用地の当たりがついて線形とかが決まった後に、地権者の方以外の地域住民の方にも説明するべきだと思います。理想的なのは、県との協議をしている最中に並行して、今こういう状況です、こういうふうになりましたとか、逐次説明ができればいいんですけども、なかなかそういったことも難しいところがありますので、地域のほうに説明するのは、一番最初に計画していますよというのは、県との協議はある程度進んで、こういう線形で間違いないでしょうということで説明をするのが、まず第1弾。そしてその次に、用地のほうの事前にもう当たりがついているわけですから、その用地のほうの見込みがついた時点で、こういったことで最終的な整備の方針を示しますということが、最低限、そういう形のタイムリーに説明する機会を設ける必要があるというふうに考えます。

復興事業の場合は、いずれ未曾有の災害の後、早期に復旧するということがありましたので、行政のほう为主体でこういう町をつくっていきます、その中でどうしましょうかというところで町に入ってしまった経緯があるんですけども、今回のような事業については、ある程度の見通しがどこか、最初からの話合いということじゃなくある程度の絵を見せた上での説明が必要であると。ゼロからの説明ということはなかなかその後、物になったときにこうではなかったとかという話もなくはないので、あくまでも提案をしながら説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひ、地域も、地域のところでの情報発信しながら、コミュニケーションを取っていきながら事業を進めて、まず仮になるとしたら、そういうふうにしていただきたいと思います。

28年度も一般質問させてもらいましたが、そのときの答弁のところを振り返りますと、工事の延長は大体800メートルということです。当時は、128メートルが既にもう供用開始になっているという説明でした、当時の線形ということで。そうすると、残り、引き

算をすると670メートル何がしの距離になるんですが、どのような場所にどのような工法で道路を造るかというところにもよると思うんですが、通常、建物とかそういうものがないところに700メートル弱の道路を造る場合、今までの経験値からいきまして、100メートル当たり、どの程度がまず工事費として予想されるんですかね。もし、このぐらいじゃないかという概算の数字がまず出るのであれば、やはりその部分を教えてもらいたい。大金がかかる道路であれば、それをどうにかしなければいけないということも、やはり行政だけではなく、やっぱり議会側も一緒となってまず確保策に走らなければいけませんので、その部分を踏まえた中で、700メートルの道路を造る場合、どの程度かかるのかというところを、まず示せるのであれば示していただきたいと思うんですが。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） お答えします。

議員の求めている答弁にはならないかもしれませんが、どのような構造になるかによって、工事費のほうはすごく増減があると思います。河川堤防のみで例えば整備して、その上に舗装を張って、兼用道路、兼用護岸という扱いにするのであれば、比較的単価は工事費的には安価になると思います。ただし、その逆に、例えば腹づけする先ほど言った山際のほうに持っていくとかなると、河川堤防のほかに、またもう1個道路を設けるだとか、もしくは河川堤防のほうは設けずに道路だけを設けるのか。そういったことによっても、単価、工事費は変わってきますし、河川堤防の仮に整備したとして、その脇にもう1本道路を造るんだということになれば、また事業費が変わってきますので、あくまでも概略設計とかそういったことを見ないと、一概に工事費は出ないと思いますけれども、その工事の中で一番費用がかかるところというのがありまして、そちらのほうについては土工事とコンクリート工事、この2点が工事の中で特に単価が高い工事になりますので、比較的600なにがしの延長だとしても、その工法にもよりますけれども、土を動かすことには間違いありませんし、その土をどこから持ってくるのか、その土を逆に購入しなければならぬのかといったところについても、費用が変わってきますので、総額については概略設計のほうを進めながらということになりますけれども、ボリュームだけでいくと、数万から10万ぐらいの土を動かすことになるかと思いますが、金額的には結構大きな金額になると思います。今、ここで幾らぐらいだというのは、私の経験上、つかみがなくはないんですけれども、その工法によって全然変わってきますので、そのところについてはちょっと控えさせていただきたいと思いま

す。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 工事のやり方によって、金額も大きくなったり真ん中ぐらいになつたりという説明でありました。それではまず聞きますが、当時のふるさと農道整備事業が、町の代行事業として実施されているとき、恐らくこの中で、そのときを知っているのは那須技監さんが知っているのではないかなと思うんですが、当時を思い出した中で聞きたいんですが、工事が中断したことも私も、少しは承知しております。それは別として、仮にあの部分完成になっていたらということをも踏まえて、当時の工事費としてどの程度あったかというのは、記憶の中であれば、ありませんか。分かりました。あれば、結果等も変わってきていますので、一概に1億だったら1億なんだという話にならないと思うんですが、参考のためにまず聞いてみたかったです。

今の三枚堂線の新設の一般質問のやりとりの中で、このやりとりを、課長としている中で、全く期待は持てないものではないという感触を持ちました。まず、そういう感触を持ってよろしいでしょうか、課長。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○地域整備課長（中野智洋君） あくまでも、財源の話もありますけれども、地権者さんと県との協議、これに基づいて、あとは住民説明会等を進めて、皆さんの合意が得られる。そういうことであれば、進められる可能性が高いものであるというふうに考えています。

ただ、先ほど、町長の説明、答弁にありましたその3つの観点、そちらのほうの一つでも崩れてしまうとがたがたと事業としては崩れてしまいますので、そういうことにならないように慎重に説明、必要なタイムリーの説明とか、あとは協議とか、県のほうと、そういったものを進めながら考えていきたいなというふうに思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。私も一縷の希望を持った中で、この事業については待ちたいと思います。思い出してもらいたいんですが、震災前、ちょうど背後の県道がある部分、米屋があつて小売店があつて狭い道路だったと。だけれども、様々な知恵を出して協力をいただいて、あそこが広がったというまず震災前の町の取組がありましたよね。広げた道路によって、かなりの方々はずごく利便性を感じたと思うんです。

ですので、道路を改良する、道路を新設するという事は、かなり難しい部分もありますが、やはり造った、完成した暁には、やはりかなりの部分で有益になるということは、まず実感しています。また、震災後におきまして誰も大ケロと三枚堂の間にトンネルがなんていうのは、震災前、夢にも思いませんでした。それが無理かと思ったら、様々な取組によって今のトンネルができた。あのトンネルができたことによって、皆さんどうですか。すごいですよね。やはり、利便性が上がったと。公共交通においても、山手線ではないが、循環バスもできると。ですので、道路に関しては頑張っていたかといと思います。

また、別の話をしますと、これも震災前の話で古い話になりますが、当時、上水道が三枚堂までしか行ってなかったと。あとは、小鎚川は簡水で蕨打直のほうまで下がってきたと。その中で三枚堂から上流側という話の中で、山岸橋を横断して、蕨打直橋を横断してくっつけたということがありますよね。そのとき、かなりの金額がかかりました。当時の議会でも、何で5軒か10軒しかないところに、億のお金をかけてやるんだよというような話もありました。まさしくそういう話も、そのとおりだと思うんです。ただ、見てください。あの水道があったがゆえに、大震災後にあそこに仮設住宅が建設できた、水に困らなかったという、そういう、そのときは、何かお金がかかる工事かなと思っても、実際そういうものを造っていった場合は、必ず、必ずって変な話なんです、何らかの場合は役に立つということを、私は言いたいわけです。

町長、今回はこの三枚堂線の新設の話になりますが、やはり防災の観点もありますし、ハード整備というところの難しい面もあると思うんですが、あの小鎚川流域には病院施設もありますし、また上流部には福祉施設もあります。例えば、今の町道小鎚線が、こういうことは考えたくないんですが、何らか災害があつて、数日間通れなくなったということを考えれば、やはり様々な面を考えると小鎚川流域の右側と左側に、やはり町道、公道を整備しておけば、いずれかは絶対有益になるし、また造れば有益になるような活動、活用に絶対なるはずなんです。私はそういうふうには考えていますが、今回のこの三枚堂線は、課長はかなり、希望を全く持たせないような答弁じゃありません。さらに、その答弁の上に、町長が一言何か、またその三枚堂線につきまして、どのように考えた中で、全体の町道というところも、もちろん町長でありますから考えなければいけません、新設の部分、三枚堂線の部分というところも併せた中で、御見解を伺いたいです。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 課長が話したとおり、しっかりとこの質問に対する答弁については、大分検討いたしました。積極的にこの整備を進めていくと。ただし課題は3つほどあるというのはありますけれども、きちんとその事業化に向けた取組をしていきたいと思えます。やはり、お話があったとおり、地域の方々の御理解をいただくということもあります。やはり過去に、平成11年度に事業化をしたという事実がありますので、それに向けてしっかりと地域住民の方々も、費用もかかりますけれども、安心、安全だということと防災、減災も含めて、今、東梅議員お話があったとおり、道が1つ切れても大変だということになりますから、やはり複数の道があつて安全確保するという部分です。事業化に向けた取組についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 国では、この災害を受けて国土強靱化という計画もあります。もちろん、当町におきましても令和3年3月でしたか、国土強靱化計画を立てたわけですが、国土といえば大きな話になりますが、まさしく町道強靱化という観点からも、防災、減災を含めた中で、様々な機能、町民の利活用も含めた中で、ぜひこの道路につきましては、前向きに事業推進していただくことをお願いいたしまして、時間がありますが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

菊池忠彦君の質問を許します。御登壇願います。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 大志会の菊池忠彦でございます。議長の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナウイルス感染症の蔓延によってこの3年間、非常に不自由な生活を強いられてきた部分があるんですが、議会としても、この今私がいる壇上の前のアクリル板が撤去されました。一般質問の皆さんが座るこの議場からもアクリル板が撤去されました。非常に喜ばしいことではあるんですけども、ただ新型コロナウイルス、

なくなったわけではございません。ここ数日、感染状況が思わしくない。感染者が増える傾向にあるというお話も聞いております。町民の皆様におかれては、しっかりと基本的な感染対策をそれぞれがして、生活していただきたい。5類に移行したとはいえ、やはりまだまだウイルスは存在しております。しっかりと対策を取った上で、生活をしていただきたいというふうに思っております。

それから、全国、災害が頻発しております。台風シーズン、それから大雨のシーズンが到来します。町民の皆様におかれては、防災対策をしっかりとした上で、生活していただきたいと切に願っております。それでは一般質問に入らせていただきます。

4年の任期のうち、最後の定例会でございます。最後の一般質問でございます。心して、一般質問に入らせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

アフターコロナ観光回復についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大から3年が経過する中、5月8日から、感染症法上の位置づけが5類感染症となりました。この措置により、旅行需要、旅行消費額の回復が見込まれ、町内の観光産業にとってもようやく明るい兆しが見えてきたように思います。これまでも度々、アフターコロナを見据えた観光施策について議論してきましたが、地域活性化の起爆剤ともなり得る観光回復を実現すべく、町はどのような施策を講じるのか次の点を伺います。

全国旅行支援が期間延長で実施されておりますが、これまで、町内の宿泊飲食業がその恩恵を享受しているのか。あわせて、コロナ禍からの回復度合いを伺います。

5月に、3年ぶりに花巻ー台湾便が再開され、落ち込んでいたインバウンドの回復が期待されますが、内陸部との観光的地域間格差をどう解消していくのか。当町の今後の取組をお尋ねします。

観光回復を見込んだ町固有の伝統、文化、歴史、自然等の観光資源の活用についての方向性、併せて施策を伺います。

祈りの場の概念について。

町は、現在、東日本大震災津波に関する町全体の追悼、鎮魂の場とするとともに、町民が日常的に集い、憩い、交流する場として、（仮称）鎮魂の森整備事業を、2024年7月竣工を目指して進めております。しかしながら、（仮称）鎮魂の森が犠牲者を思い、祈る町全体の追悼の場とする一方で、旧役場庁舎跡地には祈りの対象物でもある地藏尊が設置され続けております。跡地を伝承の場とするならば、しっかりとそれぞれの役割

に対し、線引きをし対策を講ずるべきと思いますが、当局の御見解を伺います。

大槌町地域公共交通計画について。

公共交通は、地域住民、また観光客等の移動手段として、地域経済を支える基盤として非常に重要なものです。大槌町の地域公共交通計画は、平成29年に策定された大槌町地域公共交通網形成計画の後継計画として、さらなる利便性の向上、将来にわたり安定的な生活の足を確保することを目的に作成されました。機能性、持続性、利便性を基本目標として、戦略を展開するとしておりますが、策定から1年、見えてきた課題と対処策について次の点を伺います。

令和4年4月から、交通不便地域におけるデマンド型交通乗合タクシーを実証実験運行しておりますが、これまでの効果、今後の課題について伺います。

本計画の中で、町民バスの持続性、利便性を高めるために、幾つかのプロジェクトを進めておりますが、町民バスの運行については、住民より多様な意見、要望が聞こえてまいります。計画に住民の意見を反映させることは、プロジェクトを成功に導くために重要であると考えますが、当局の御所見を伺います。

町民に限定されることなく利用できる町民バスですが、来訪者や観光客の利用がほぼ皆無であると認識しております。アフターコロナにおける観光振興にも密接に関わる観光客の移動手段に対し、利用客増加へ向けての当局の取組を伺います。

以上、大きく3つの質問でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 菊池忠彦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町内の宿泊施設及び飲食店の状況についてお答えをいたします。

岩手旅応援プロジェクト第4弾は、本年1月10日から6月末まで実施されているところであり、町内の数社の事業者をヒアリングしたところ、宿泊施設及び飲食店の規模や営業時間など条件が異なるため、効果は様々であると捉えているところであります。団体向けの宿泊施設においては、修学旅行、教育旅行の受入れなどが徐々に回復傾向の兆しが見られ、飲食業においては、団体客による宴会利用が昨年よりは増加傾向であります。コロナ禍前と比較しますと依然厳しい状況が続いております。

しかし、コロナ感染症の拡大と復興事業の収束時期が重なったため、宿泊施設、飲食店の業績悪化の原因が、全てコロナ感染症の影響によるものだと考えることはできません。よって、コロナ禍が収束する今後、以前の状況を回復するか不透明な状況と言えま

す。状況を注視しつつ、町内関係者と意見を交換しながら、新たな視点での対応策を検討してまいります。

次に、インバウンド、いわゆる外国人旅行者への課題と取組についてお答えをいたします。

花巻－台湾便は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響で、令和2年3月から運休が続いておりましたが、約3年ぶりの本年5月に運航再開となりました。コロナ禍前は、当町には、年間約800名の外国人旅行者に宿泊いただいております。コロナ感染症の拡大により減少しましたが、議員御質問のとおり、今後、外国人旅行者の増加に期待するところであります。

外国人旅行者が求める観光コンテンツについて旅行会社に伺ったところ、温泉、名所などの観光、ショッピング、食べ物と伺っております。また、当町における三陸沿岸地域を第一目的にする旅行者は、少数でありかつ距離的にツアー行程に入れにくい状況であるとも伺っております。当町として、内陸部と観光的な地域間格差の解消について、特に食べ物の海産物、エンターテインメントの郷土芸能、体験メニューのそれぞれの魅力発信とコンテンツの創出に、町内関係者とともに取り組んでまいります。

次に、伝統文化、歴史、自然等の観光資源の活用の方向性と施策についてお答えをいたします。

観光資源の活用の方向性については、当町を訪れるお客様に食べて、見て、聞いて、触るなどの大槌町の伝統や文化などに触れられる機会を創出します。また、同時に、情報の整理と魅力の発信を行ってまいります。具体的な施策の一つとしては、郷土芸能を観光コンテンツとして取り組む小槌神社のかがり火の舞は、町内外から非常に好評を得ており、本年も年8回開催予定としており、町内宿泊者への見て、感じて、触れる機会を提供しております。また、今年度新たに計画している大槌町魅力発信型ツーリズム事業においては、地引き網体験や、里海、ダイビング、里山体験等、大槌の自然を舞台に新しい遊びと発見を提供するコンテンツを創出いたします。限られた環境資源ではありますが、伝統や文化を継承しつつ、新たな視点による大槌ならではの観光メニューを提供できるよう町内関係者と一体となり、観光施策の展開と交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、祈りの場の概念についてお答えをいたします。

祈りの場の概念については、議員御指摘のとおり、（仮称）鎮魂の森整備事業は平成

30年8月に基本計画を策定し、町全体の追悼と鎮魂の場として整備を進めております。旧役場庁舎跡地については、令和2年度から大槌町の震災伝承の取組を効果的に進めるため、大槌町震災伝承プラットフォーム運営会議で後世に伝承する場として位置づけ、官民ともに様々な取組状況を共有しながら進めております。旧庁舎跡地の地蔵尊につきましては、震災後、瓦礫が町内を覆っていた時期に慰霊の場がなかったことから、町内外の支援者によって設置され、これまでに町内外の様々な方々が手を合わせられてきた経過があり、私としては町全体の追悼や鎮魂、復興への思いがあるものと重く受け止めて、町で整備する（仮称）鎮魂の森への移設を念頭に考えております。

しかしながら、この場で、この場所で手を合わせられている方々をはじめ、管理や支援される団体の意向に寄り添いながら、丁寧な説明により、御理解を得る必要があると考えており、現在鋭意調整を進めるとしているところであります。今後も引き続き、旧役場庁舎跡地を震災の教訓を後世に伝えていく伝承の場として、震災伝承事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、乗合タクシー実証運行のこれまでの効果と今後の課題についてお答えをいたします。

大槌町地域公共交通計画の策定過程において、令和3年度に実施した町民アンケート及び住民ヒアリング等では、バス停まで距離がある、坂道移動の負担から外出を自粛していること、通院や買物などの送迎を頼れる人がいないという高齢者の声が多く挙げられ、交通不便地域の解消と高齢者の外出機会の確保が課題と捉え、その課題の解消に向けて、乗合タクシーの実証運行を開始しました。

昨年度の乗合タクシー実証運行事業の利用実績は、運行回数303回、利用者延べ人数420人、実質人数46人です。乗合タクシーの利用状況や御意見、御感想等を伺い、運行の改善に取り組むことを目的として実施した乗合タクシー登録者アンケート調査での便利な点の回答では、自宅そばで利用できるが79%を占めており、バス停まで距離がある高齢者等の課題解消につながっているものと捉えているところであります。

今後の課題については、高齢者の免許返納者が増加傾向であることから、乗合タクシー利用者は増加していくものと推測しております。乗合タクシー利用者が増加した場合、タクシー事業者からは、本業のタクシー事業を優先せざるを得なくなり、1便当たりの予約人数をジャンボタクシー1台8人、普通自動車2台6人と想定した場合、14人で予約を打ち切るなどの予約人数制限を設ける必要があるという意見が出されております。

予約人数制限を設けた場合には、利用者は外出での予定が立てにくくなり、利便性が後退することが課題であると認識をしております。現在の乗合タクシーの利用状況は、利用人数の一番多い午前9時発の第1便での平均利用者数は約1.6人。また、1事業者1便当たりの最大利用者数は5人の利用であることから、今後の利用者数増加の推移を注視し、1日当たりの増便及び予約人数制限についての制度改正時期を、タクシー事業者と協議をしております。

次に、町民バスの運行についてお答えをいたします。

大槌町地域公共交通計画の策定過程において、令和3年度に実施した町民アンケート及び住民ヒアリング等での期待する公共交通の改善策においては、バスからバスへの乗り継ぎをよくするを1位に上げている人が最も多く、35%を占め、令和4年度で地域公共交通計画の目標達成のための取組として、町民バスと岩手県交通バスの乗り継ぎ改善を中心に検討いたしました。

具体的には町民バスの乗降調査では、マスト前が乗車人数、降車人数が一番多いことから、発着点を大槌駅からマスト前へ変更し、マスト前で県交通バスへ乗り継げるダイヤの見直しを主な変更点として、町民バス運行事業者と協議しながらダイヤ改正の準備を進めてまいりました。しかしながら、本年4月1日に、岩手県交通バスのダイヤが改正されることに伴い、再度、岩手県交通ダイヤ改正に合わせた見直しを行っております。

今後においても、町が先頭に立ち、住民、利用者、公共交通事業者との合意の下で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努めてまいります。

次に、町民バスの来訪者や観光客の利用客増加へ向けての取組についてお答えをいたします。

町民バスの来訪者や、観光客の利用状況につきましては、そのような調査は未実施であり、確認していない状況にあります。町民バスの利用状況は、乗降調査から、バスでの買物、マストから岩手県交通への乗り継ぎを目的とした利用が多い状況であります。大槌町地域公共交通計画の目指す姿として、持続性と利便性を備えた交通ネットワークを掲げており、町民バスは町民の暮らしを支える生活の場としての役割を、将来にわたり持続することが重要であると考えております。利用客増加の取組につきましては、観光客をはじめとする来訪者に対する町民バスの運行時間、運行経路等の情報提供が十分と言えない状況であるものと認識をしております。

その対応策として、来訪者への分かりやすい町民バスの状況、情報提供に取り組み、

町民バスのみならず、観光客の三陸鉄道、県交通バス、タクシーを含めた公共交通機関の利用を推進する情報発信の強化に努めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 御答弁ありがとうございました。それでは順を追って再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。まず、一番最初のアフターコロナ観光回復についてでございますが、私、観光施策に関しては4年の任期のうち度々この議会において質問させていただいております。選挙の際の努力目標に、交流人口の拡大を一つの目標として掲げていたということもあって、観光施策、私の政策については大事な部分でございます。そういう意味では、この4年の総括的な意味を込めて、今回質問させていただきました。

まず、新型コロナが5類に移行して、感染対策が緩くなってきたとはいえ、町内の宿泊飲食業が依然厳しい状況なのは、私も十二分に承知しております。しかしながら、そのような状況においても、役場職員の皆さんが町内の飲食業、飲食店を利用して、町を活気づけるという思いで利用されているのは、一方で強く感じるわけでございますが、そういった現状を踏まえてお尋ねしたいと思いますが、まず大前提として、もちろん各事業者独自の取組であったり、また努力というのは必須でございます。業界の現状、しっかりと把握した上で、町として何ができるのかという議論をすべきというふうに思うんです。ただ、ここは、御答弁の中でも触れておりました。私も全くそのとおりで思うんです。

そこで、商工会の役割というのが非常に重要になってくると思うんですが、現在この商工会では、町内の宿泊、また飲食業の実態調査的なそのヒアリング的なものというのを行っているのでしょうか。これ知り得る範囲でよろしいので、御答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

商工会の取組としては、青年部であったり、あとは飲食部会であったり宿泊部会であったりという形で、相互に情報交換する場を設けながら、次の対応について協議したり、今までであれば、コロナ対応事業等をそういった場で協議してきた経過がございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） この震災後に商工会の会員になった飲食事業者から聞いたことがあるんですけども、1年を通じて何の声も聞けない。いわゆるヒアリング的なものも

全くないというふうにおっしゃっていたんです。商工会のあるべき姿として、やはり町内の商工業者の強い味方でなければならないというふうに思うんです。この商工会の財政は、40%が自己財源で、そこには当然その商工会員の会費が含まれているわけですが、残りの60%が国、県、町の補助金でありますので、この商工会が行政機関ではないにしろ、町として強く提言できる立場に、私はあると思うんです。

御答弁にある町関係者の中には、当然商工会も含まれるでしょうから、しっかりと連携した現状分析であるとか、また解決の糸口を探る方策を取っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 議員おっしゃるとおりでございます。観光協会、それから商工会、町内にはそういった団体がございます。ですので、確かに商工会だけが担っているというわけではございません。経営の在り方であったりだとか、それから申告の部分に関しては、確かに商工会が担っている部分がございます。ですので、町内の、先ほど申しました商工会はじめ、それから観光交流協会をはじめ、町内の関係者と、いかに飲食店、それから宿泊事業者が盛り上がっていくことができるような事業展開できるか。これからどうやったらアフターコロナに備えて事業展開できるかという話合いの場を、これからも継続して持っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 商工会がなかなか動きを見せないというのであったら、今、課長おっしゃったとおり、観光交流協会もこの分野、精通しております。私はいつそのこと、この分野を観光交流協会に任せてもいいと思うんです。これ私見でありますけれども。進みます。

続いて、この（2）の花巻—台湾便の再開によるインバウンドの回復への期待についてお尋ねしたいと思います。この最初の質問にもあるように、観光的地域間格差というのは、やはり私は大きな問題というふうに捉えております。これは大きな懸念事項であると思うんです。

交通インフラであったり、地理的要因に関わるため今すぐに解決とまでできないにしろ、ただそうなるインバウンドを呼び込むために、何らかの努力を町としてもせねばというふうに思うわけでありまして、例えば、町内事業者を巻き込んで、花巻空港と当町の直行便を運行するとか、いわゆるこの2次交通の確保に努めるなど、もちろんこれはイ

ンバウンド対策だけではなくて、一般の国内の観光客対策においても同じだと思うんです。なかなか沿岸まで来る2次交通の手だてがないんだというお話もよく聞くわけであって、そういう部分の対策のためにも、空港と当町間の直行便、これぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。もちろんこれは、町内の魅力あるコンテンツありきが前提なわけですが、この辺どうでしょう。どのような御見解をお持ちですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

この5月から、台湾便が再就航いたしまして、町長の答弁にもあるとおり、台湾の方々のインバウンドのお客様を、非常に期待しているところでございます。議員が、お話のあった直行便でございますが、それは本当に町内の、町に第一目的に大槌町に来たいという方があれば、そういった直行便については、今後検討する余地が非常にあるかなと思ってございます。ただ、旅行会社にお伺いしたところ、最初はどうしても花巻に寄りたり平泉に寄りたりして、その3泊4日の中の一部の行程に大槌町に寄るといような今、ツアー行程らしいので、そういった中では、今、検討しているのは、台湾の旅行会社であったり、国内の旅行会社に少しPRするような機会を、今年度中に設けたいというふうに考えてございます。それにつきましては、台湾の旅行会社等にも訪問しながら、PRしながら、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。いろいろ、様々なこれから施策打っていくということなんですけれども、例えば今、課長、おっしゃっていた、内陸部を先に回って沿岸に来るんだということではなくて、町内の観光コンテンツを充実させて、真っすぐ当町に向かってもらえるような、こういった当町の観光コンテンツを充実させ、またそういった2次交通の確保にも努める、これは一体的に進めていかなければならない施策というふうに思うんです。ぜひ、力を入れていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3の部分についてをお聞きしたいと思います。限られた観光資源について、関連してお尋ねしますが、新山高原、私これ年に一、二度必ず行くんです。つい先日訪れた際に感じたのは、毎年ここ数年感じるんですけれども、ざっと見て荒れ放題という印象が強いわけでございます。入り口のところには、ツツジの保全のために車の乗り入れ禁止という立て看板はありましたけれども、ただ例えばステージ部分であったり、もう全く何の手も入っていない、もう見る限り荒れ放題。以前、一般質問で取り上

げた新大槌八景の一つでもあるわけです、この新山高原というのは。これ、単刀直入にお伺いいたします。これは今後手を入れるつもりはあるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

観光という観点で申しますと、新大槌八景の中では確かに、これは役場が設定したわけではないんですけれども、新大槌八景に新山、設定されてございます。ですが、自然環境という観点では確かにこれから、保全等、維持管理等もしていかなければならないんだとは思ってございますが、観光的側面では、今の段階ではどのように力を入れていくべきか、重点的に力を入れていくべきかという点については、何とも今お答えしがたいということが現状でございます。

というのは、やはりコンテンツが非常に私ども増えてきていましたので、全部に同じように力をかけていくということが、今、非常に困難でございます。ですので、新山の在り方につきましては、関係者も含めまして、今後の在り方につきましては検討してまいりたいというふうに考えてございます。ただ、先ほど申しましたとおり、ないがしろにするというわけではなくて、観光的観点からは一歩、今は引いているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 観光的観点という、今、お話ございました。皆さん思い出していただきたいのは、これ、年齢の高い方々も御存じだと思うんですけれども、新山高原は、半世紀以上前、それから、町民のハイキングであったり、また、この時期の新山ツツジを見ながらお弁当を広げて食べたり、またバーベキューをしたりとか、5月から10月のシーズン中というのは大変なにぎわいがあったと、私は記憶しております。80年代の後半、これ少し記憶曖昧なんですけれども、違っていたらすみません、後で御指摘いただければと思うんですが、80年代後半の6月第2週といえば、新山高原祭りが開催されて、駐車場、トイレなども整備されて、まさに観光地の側面を持っていたわけでございます。当然、町内の町民の方に限らず町外からも訪れ、新山ツツジを楽しみ、またお弁当食べたりハイキングしたりという、観光コースでもあったわけでございます。

それは残念ではあるけれども、過去の話であって、現在では、先ほど申し上げた荒れ地に風車がただ立っている、存在しているという、そういう状況でございます。非常に残念ではあるんですけども、ただこの部分、人が来なくなったからお金をかけなくな

ったのか、あるいは、お金をかけないから人が来なくなったのか。この辺はどのような認識として捉えておりますか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ちょっと記憶が曖昧でございますが、ここ二、三年、この時期の草刈りをコロナの少し前まではやっていたしまして、実は一般の参加者自体もかなり少なくなっております、もちろん議員の方々の中でも御参加いただいておりますけれども、十分そこは御存じかと思いますが、地元の方々の参加もやっぱり高齢化だったり、いろんな状況もあってかなり少なくなっているのが現状でございます。先ほど議員がおっしゃったとおり、新山高原祭りであったり、1980年代からの車文化の一家に1台というような状況の中では、新山に行ってお花見をするというような慣習もございました。しかしながら、やはり文化というか、流れの多様化によって、やはり今町内でもお花見をするという方々、なかなか少なくなっているというのが現状でございます。そういった中では、今後、地元の方々も含めまして、どういったその新山の在り方について、協議する場を設けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今、課長おっしゃったとおり、伝統的な部分もあるわけですね。数百年続いているというわけではないけれども、やはりそういう伝統的な町民の慣習を伝えて残していくのも、観光のやるべき姿ではないかなというふうに思うわけでございます。

広く言えば、こういった景勝地というのは町内ほかにもありまして、例えばひょうたん島などもそうだと思うんです。事あるごとに、当町としてはひょうたん島、ひょうたん島、駅にひょっこりひょうたん島の人形が配置されてあったり、ひょうたん島を非常に大きくPRしてきたということがありますが、この力の入れ方がどうも中途半端。あえてこれ批判させていただきますよ。中途半端感が私、否めないというふうに思うんです。あくまで、これ景観の部分においてなんです、例えば、ひょうたん島をPRするんだということで、ひょうたん島祭りというのを地元の赤浜の住民の方々と町が一体的となって行ってきたというのがあります。ただ、補助金を活用して行ってきたというのでもあって、補助金がなくなった今では、なかなかその開催も難しいんだというお話も聞いております。

以前、課長とお話ししたときに、この小さいイベントであるとかを集約して、今、大

槌サーモン祭りであるとか、あるいは産業祭りに集約しているんだというお話、以前されておりましたけれども、私これ違うと思うんですよ。小さいイベントとかというのは、地域のコミュニティーによるところが大きいんです。なので、地域のコミュニティーを維持していくためには、たかがイベントというふうに思われるかもしれないけれども、それを継続して続けていくことによって、地域コミュニティーを維持していくという側面も私は持ち合わせているというふうに思うんです。ぜひ、またもし再開していただけるのであれば、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

総じて言えば、景観の部分に関して、第2期大槌町観光ビジョンの重点プロジェクトにもある景観を活用した町内周遊促進と、魅力発信機能の構築という観光基本方針に、現在私はこの景観の部分としてそぐわない現状であるというふうに認識しております。この辺に関していかがでしょうか。町長、これ、トップダウンということを考えれば、町長の判断というのも、私は大きく影響してくると思うんですが、町長の御見解をお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） いろいろありがとうございます。この観光につきましては、やはり目的化してないという現状がありますけれども、やはりそうではなくて、しっかりとやはり情報発信すると。先ほど指摘ありましたひょうたん島につきましても、景勝地という形を出しているんですが、もう一步踏み込んでいかなきゃならないと思いますので、やはり様々なコンテンツに磨きをかけるということになりますから、それはしっかりと今新山のことにつきましても、やはり今挙げられていることにつきましても、しっかりと情報発信をして、やはりここに呼び込むんだというところで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ひょうたん島に関して言えば、もちろんその観光的な分野だけではなくて、文化的な側面を持ち合わせているので、教育委員会も深く関わってくる部分があると思っております。なので、ここは縦割りの中で、各課が連携して、PRあるいは発信に努めていくのが、私は得策だというふうに思っております。これも以前、議会で言った記憶があるんですけども、その号令を出すのは町長でございます。ぜひ、このPRあるいは情報発信に努めていただきたいというふうに思っております。

少し、その景観とはそれですが、私はこの仕事の関係で駅前にいることが多いわけで

ございます。そこで、気がついたことを少々、この観光の分野でお話しさせていただきます。駅舎にあった観光交流協会の事務所移転に伴って、孫八郎商店のリアルショップがオープンしたわけでございます。そこで、観光案内所の併設というのを私、強く求めたいと思っております、理由として、三鉄を利用して当町に訪れる観光客が、まず最初に降り立つのが駅である。車で来町する観光客の方々というのも、やはり駅を目指して来られる来町者の方々がいると、そういうケースが結構多いということが挙げられるというふうに思うんです。やはり、観光客のために、充実した観光発信ができるように、私はその案内場の設置を求めますが、いかがでしょうか。

現在、当町においてそういった観光案内所的な役割、機能を果たしている施設、あるいは場所というのはないというふうに思っております。これはどうでしょう。観光的な部分を充実させるためにも、観光案内所というのは私はぜひ必要なものだと思っておりますが、この辺の御認識はいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

菊池忠彦議員のおっしゃるとおりでございます、今回、事務所移転に伴いまして、確かに孫八郎ショップの機能も持っておりますが、駅に降り立った方々に、旅館であったりだとか名産品であったりだとかの、あとはどうやって行けば観光地に行けますかとか、ここはどうやって行ったらいいですかという御案内も差し上げてございますので、今現在、全くその観光案内所の機能がないかという、そういうわけではございません。今でもあそこを、駅に関しましては、そういった機能を有しているというふうに捉えてございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） もちろん、それは十二分に承知している部分でもございます。ただ、私がずっとあそこを眺めている、時間があるときは結構眺めているんだけど、げんそうな顔してのぞいて、中に入らないで帰っていく方も結構いらっしゃるんですよ。いわゆる、何屋さんなんだろう、ここは。看板の一つも出てないですよ。もし、観光案内所の機能も持ち合わせるといふならば、せめて、看板の一つも出しておいたほうがよいのではないかなと。観光客の方、分かりやすいと思いますよ。

総じて言えば、この例えが大きいかもしれないですけども、これ、まとめに入ります、観光の分野に関して。仮に、年間20万人の観光客、少し大きく出ていますけれども、

観光客20万人、もし大槌を訪れて、この方々が1万円落としていったら、20億円ですよ。20億円が町に落ちるわけでございます。この観光を一つの分野としてカテゴライズするのではなくて、一つの大きな産業として力を入れるべきと、私は強く求めたいと思います。4年間、観光分野に関していろいろ勉強もさせていただき、いろいろ自分なりにその施策というのを打ち出してきました。そこで私が学んだのは、観光というのはただただ人寄せのための観光ではない、これを一つの産業と結びつけて、町にお金が落ちるようなシステムをつくらなければならないと、私この4年間でそういうことを学びました。これが、この4年間の私の観光施策についての総括でございます。

続きまして、祈りの場の概念についての再質問でございます。これに関しては、町長と何問か、直接やりとりしたい部分がありますので、よろしく願いいたします。まず、旧庁舎跡地の地蔵尊について、御答弁の中で（仮称）鎮魂の森への移設を考えているとしながらも、鋭意調整を進めているという言葉で、若干ぼかしているのかなというふうにも、私、私見ではありますが、聞こえてまいります。旧役場庁舎跡地が、これまでも伝承の場としながらも、対応が後手後手に回って曖昧だったという事実が、この問題をより複雑にしているように思えてならないのです。

その反省も踏まえて、最初の冒頭の質問にもあるように、まずこの旧庁舎跡地の震災伝承の場、そして（仮称）鎮魂の森の祈りの場の線引きをしっかりとさせていただきたいと思うんです。その上で、今後、旧庁舎跡地には祈りの対象物は、一切設置また整備しないとお約束していただきたいのですが、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 様々な形で意見が出ているのは承知をしております。過日もそうなのですが、祈りの場なのか、あとは伝承の場かということの線引きを、様々に指摘されておりますので、実は御存じのとおり、過日、御遺族の方々、有志の方々からの要望が出されていることは、議員御指摘のとおりだと思います。

その中においては、要望については、東日本大震災津波で犠牲になった役場職員の慰霊とか、旧役場庁舎での教訓を後世に伝えるため、名前等刻銘をした慰霊碑を計画しているということで、建立の場所としての旧役場庁舎の跡地の一部を無償で貸していただきたいというような要望書が出されております。今の御指摘のとおり、やはり要望書につきましては直接伺いまして、この場所での事実を次に伝えたい、次世代に伝えたいというお気持ちは強く感じておりましたし、私としてもその気持ちに寄り添いたいと、大

事にしたいという思いはあります。

しかしながら、やはり本件については、町民の皆様、町議会等における合意形成がすごく大事なことではないかなと思います。やはり適時適切に御説明申し上げながら、しっかりと調整してまとめていく必要があるだろうなと思います。もちろん、私とすれば、線引きをするとすればですよ、やはり慰霊の場と伝承の場は別々に設ける。つまり（仮称）鎮魂の森がございまして、そこに名前を刻むということになりますから、それを踏まえると、やはり大前提は線引きをすべきだろうと思います。しかしながら、様々な意見があることも承知をしておりますので、その辺をしっかりと調整をするということで御理解をいただければと思います。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） まさに、私、今、その部分をお尋ねしたいなというふうに思っておりましたが、先にもう御答弁されたので、ちょっとそこにかぶせるような形で質問させていただきますが、まずこの間の定例記者会見の中でも、前向きであるという発言があったというのは存じております。これに関して、私同様の質問を令和3年12月定例会の一般質問で行っております。当時の町長の答弁では、旧役場庁舎跡地に追悼、鎮魂の祈りの対象物の設置は考えていないというふうに、この議場においても明言されておりました。しかしながら、それがどのような心境の変化で一転して前向きな考えである、今、設置するとは明言はされてないけれども、前向きであるというふうな心境に変わっていったのか、どのようなその経緯をもって、今回のお考えになったのか。そこをちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） しっかりと、やはり線引きしていくというお話をさせていただきました。しかしながら、遺族含めて有志の方々の御意見は十分承知をする、意見として寄り添うという話をさせていただきましたけれども、在り方についてはこれからしっかりと検討するというお話になります。やはり、分け方としてどういう設置の仕方をするのかということは必要だと思います。前例として、陸前高田の話もございまして、様々なところでの取組ございますから、それはしっかりと受け止めながら、全体としてのコンセンサスをしっかりと図っていく必要あるところだと思っています。前提は前提として、その気持ちは変わりませんが、しっかりとその提案、要望されている方々にもしっかりと寄り添うような決断をしていきたいなと思っています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 私は、これが、それがいい悪いというのは、ここで私は明言を避けたいというふうに思っておりますが、殉職した職員の方々の生きた証であったり、また無念さであったりあるいは肉親を失った御遺族の思いを伝えるのが目的の芳名碑であるならば、私は旧庁舎跡地にだけこだわる必要はないと思うんです。例えば、町有地を提供するのであれば、陸前高田市のように現庁舎の一角でも、私は何ら問題はないと思うんです、思いを伝えるのであれば。そうすることによって、祈りの場、伝承の場の線引きというのはしっかりできるのではないかなと。これ、私の意見ですけれども、そういうふうに思うんです。それと、ほかに津波の犠牲になられた町民の方々の公平性を保つのであれば、そういった観点から考えれば、町民、議会の理解を得るといのはすごく難しいことだと思うんです。

実際、私は以前、これ、先ほど申し上げた3年12月の定例会の際には、旧庁舎跡地が一部祈りの場になってもいいんじゃないかというふうな、私も見解を持っておりました。ただその発言の後、町民の方からお叱りも受けました。そうじゃないだろう、そういうお叱りを受けたり、また、様々な考えを町民の方々から聞いた上で、徐々にその思いであったり、考え方が、私も変わってきたという経緯がございます。

これ町長、思いを伝えるだけではなくて、設置についてまたその町有地でなければならぬ、あるいは伝承の場としている旧庁舎跡地でなければならぬという理由づけも含めて、私はしっかりと説明する必要があると思うんですが、その辺についてのお考えはどうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘についてはそのとおりだと思います。菊池議員がお話なさったとおり、やはりその後の庁舎内での各職員たちの思いも実は聞いておりました。一つは、町長は、今まであの場所において、どちらを向いて祈りをされていますかというような話をされて、あそこにまた慰霊碑なるもの、何か碑があった場合、向き合うのかどうかという話やら、多くの亡くなった職員たちをどう伝えるためには、震災を知らない後に入ってきた人たちにも伝えるためには、旧役場庁舎でないところで、この近くでいいのでないかという意見も、実は、様々なその後の要望の後に意見が出されている状況がございます。そのためにも、しっかりと要望と、やはり町内、または町民の方々、あと議員の議会におけるしっかりとした協議、調整が必要ではないかなと思います。基

本的には、原則はやはり、私は鎮魂の森があって、そこに一括して碑を刻む、名前を刻もうとしておりますので、慰霊の場と伝承の場は別々に設けるべきだと、原則は変わっておりませんが、それらを踏まえてしっかりと判断をしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 今、町長がおっしゃったとおり、現役場職員の方々の思いというのも非常に大事なことでございます。町民、それから現職員の方々、議会の意見を踏まえた上で適切な判断を求めたいというふうに思っております。来年4月にはもう鎮魂の森も完成します。そういう中で、こういった部分が曖昧になっては、せつかくのこの復興の集大成でもある鎮魂の森の整備に、私は水を差すような行為ではないかなというふうに思うわけです。適切な判断を望みたいというふうに思っております。

続きまして、関連づけて伺いたいんですが、昨日澤山議員の質問の中でも触れました、震災伝承の一つの手段として開発されていたARアプリがダウンロードできるようになったということでございます。870万円をかけて整備したこのARアプリでございますけれども、これ、5月の議会全員協議会でもお話ししましたけれども、少々リアリティーに欠けるのではないかなというふうに感じておりました。そこで何があったのかを伝えるというのが非常に重要であって、決して取ってつけたような記念的なものではないというふうに私は思うんです。それじゃあ意味がないんです。その辺の御見解は、どのような御見解をお持ちなんでしょうか。

例えば、いろんな意見がその後ありましたよね。恐らく、どうなんだろう、町民の方々からも何かしらの意見が届いているかどうか分からない、私は聞いてないけれども、その辺はどのように町として考えておられるのか。もし改善するのであれば、当然今後もお金がかかっていくということがあると思うんですけれども、その辺は本来であれば、進捗途中で、今こういう状況ですよとか、こういう形に完成形はなりますよとかという情報を公開したほうが、よりすばらしいものにできたんじゃないかなというふうな思いはするんですけれども、その辺いかがでしょうか、反省も含めて、太田課長。

○議長（小松則明君） 協働課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） アプリの改良というところだと認識してお答えいたします。

まず、本アプリは、5月に公開したばかりであるといったところで、今後その運用を進める中で、必要に応じて財源も含めてですけれども、改修等は検討していきたいとい

うふうには考えております。あと、本アプリは、まず、震災を経験していない方が、ARを通じて想像力をまず高められると。このネット時代にマッチしたツールであるというふうに捉えておりました。その津波の脅威や、あと当時、そこで何が起きたのかという事実を、そこに語り部がいることでより一体的に後世に伝えることができるものというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 時間ないので、もうこれ以上突っ込みませんが、今の課長の答弁というのは私は適切ではない部分が含まれているというふうに思うんです。想像していただくということでは駄目なんです。何のためにこのARアプリを開発したのかといたら、二度と同じ間違いを繰り返さないということが大前提にあるわけであって、その部分忘れちゃいかんです。その部分があるからこそ、リアリティーを持って伝えなければならないんです。一步間違えたらこういう悲劇があって、例えば逃げ遅れて犠牲になられた方々もたくさんいるんだと、そういう間違いを繰り返しちゃいけないんだということを、アプリをもって伝えなければならない。これが本分ですよ。なので、私は今の発言については一部適切ではない部分が含まれていると、率直に感じました。

ちなみに、グーグルストリートビューのほうが、私は非常に秀逸であるというふうに思うんです。2011年9月から始まって、2013年、17年、18年、そして今現在。時間軸を追って、旧庁舎前がずっと画像によって再現されているんです。ARアプリに頼らなくても、あの画像を見るだけで、私はよっぽどリアルな重い状況が伝わってくるというふうに思っております。これ、参考までになんですけども。

そこで、大槌町地域交通計画についてでございます。時間が迫ってまいりましたのでちょっとはしょっていきたいと思いますが、まず事業を請け負っていらっしゃる乗合タクシー、乗合タクシーの事業を請け負っていらっしゃる事業者さんに、この経営状況などのヒアリングというのは、行っているのでしょうか、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

デマンドタクシーの事業について、いろいろ聞き取りをしております。その中で、今どういう状況なのかというのを聞き取りしております。その中ではやはり、コロナ禍での、特に夜の飲食業からのタクシー事業が、なかなか車が出ない状況で、でもそこには

やっぱりドライバーを確保しなきゃないという、あとはドライバーを今後確保していくのに課題があるというような状況を伺っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 乗タクの実証実験の年間収入というのはそんなに大きくないと、私は伺っております。昨今の燃料費の高騰であるとかまたドライバー不足などで、タクシー事業者を取り巻く環境というのは決して良好ではないというふうに思うんです。実証実験の中で、システムの見直し等の実施を図るなどの対応をしなければ、この事業者の経営自体を圧迫することになりかねない。そういう事態になるのではないかと、私非常に心配しております。

例えば、仮に通常業務の運賃を支払うと考えた場合、乗タク500円の乗車賃、運賃プラス残りの乗車賃を町が補填するなどの仕組みというのも一つの手だてとして、事業者を生き残らせるため、いわゆるその500円で、500円ぽっきりどこでも行けるよということではなくて、通常の運賃を支払う。その場合、町民が500円、利用者は500円を払う、残りの運賃を町が補填する。ただ、これは使い放題というわけではなくて、例えば1万円を上限とするとか、そういう手だても、事業者を生き残らせるという観点から私は考えるべきではないかなと思うんです。

なぜ、そういうふうに思うかという、今の構図であるとか、本来であれば乗タク事業というのは、まず町民です、町民側の利便性。それからタクシー事業者です、町内の事業者。本来であれば、最後に行政が来るべきなんだけれども、今ここの行政と事業者の意思というのが、私入れ替わっているような気がするんです。タクシー事業者が少し、もう泣きを入れているような状況も、なきにしもあらずというふうに伺っております。

そういう部分をしっかりと本来であれば質問したいんだけど、時間の関係で質問しませんけれども、そういう部分をしっかりと考えながら、まだ実証実験中なので、本営業に向けてしっかりと体制を整えていただきたい。まだまだ懸念事項は山盛りでございます。1個1個解決しながらしっかり見た上で、対策を取っていただきたい。

町民バスについてなんですけれども、やはりその利便性を追求して行き着くところというのは、小型化して町内くまなく回ることだと思うんですけれども、これはこれまで議論してきた中で、このコスト面を考えたときに、それも現実ではないというのは議論の中ではっきりしております。しかしながら、その便数を減らす減便であったり、コストの削減の話だけではなくて、町民の移動手段に関して必要な経費をいかに負担してい

くかを議論することで、利便性が高く、またかつ持続可能な公共交通の方向を見出せるというふうに思うんです。これいかがでしょう。最後に、どのような御見解。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） ありがとうございます。町民バスの小型化という部分もいろいろ、前からいろいろやり取りはしておりますが、今回もスクールバスを譲渡してマイクロバスということで、今後、古い老朽化の更新を図るという計画であります。そういうやっぱり車両をまだ使えるものがありますので、いきなりの小型化というのは難しいと思っております。今後の状況を見ながら、次の全体の車両の更新を見ながら、小型化というのは当然視野に入れて検討するべきと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 町民ファーストで、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君の質問を終結いたします。

13時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時05分

○

再 開

午後1時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第9号繰越明許費繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 報告第9号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

A3の令和4年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和4年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和4年度で議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業の工期が翌年に及ぶことなどにより、15事業で総額1億7,694万8,000円を令和5年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。款及び項が同様な場

合は省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、情報化推進事業1,664万4,000円、情報化推進事業660万円。1 行目は補正第 7 号分で、2 行目が補正第 8 号分であります。戸籍情報システム事業470万8,000円、大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会運営事業537万3,000円、大槌町役場庁舎防水改修事業330万円、大槌町遊び場検討事業457万5,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、子育て世代包括支援センター事業255万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、いわて中山間いきいき暮らし活動支援事業は、年度内の事業完了によりゼロ円であります。農業緊急支援金事業351万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3 項水産業費、ウニ畜養実証事業500万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、道路橋梁維持管理費191万4,000円、街路灯維持管理事業204万6,000円。

4 項都市計画費、都市公園維持管理費488万2,000円。

10 款教育費 6 項保健体育費、勤労青少年体育センター管理運営事業567万5,000円、吉里吉里地区体育館管理運営事業741万4,000円。

15 款復興費 1 項復興総務費、復興交付金返還金 1 億273万1,000円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第 9 号を終わります。

○

日程第 3 報告第 10 号 事故繰越し繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第 3、報告第10号事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第10号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

A 3 の令和 4 年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書をお開きください。

令和 4 年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、説明欄記載のとおり、避けがたい理由により、年度内の事業に完了しなかった 6 事業総額 1 億4,495万9,000円を、令和 5 年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費、（仮称）鎮魂の森整備事業1,291万1,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、予防接種事業249万1,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、種戸簡易水道施設維持管理事業148万5,000円。

8 款土木費 3 項河川費、準用河川維持管理費 1 億2,408万6,000円。

9 款消防費 1 項消防費、防災費事業100万6,000円。

10 款教育費 2 項小学校費、小学校総務管理費297万円。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

○

日程第 4 議案第 3 2 号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第 4、議案第32号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第32号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○

日程第 5 議案第 3 3 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第33号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任
に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第33号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

○

日程第6 議案第34号 大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第34号大槌副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 議案第34号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧願います。

改正前、副町長の定数は2人とするとあるものを、改正後は2人以内とするものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第34号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第35号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第35号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 議案第35号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

2ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中、1ページ上段の第35条の9については、森林環境税の導入に伴う森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う改正であり、上場株式等に係る配当所得または株式譲渡所得は、所得税の源泉徴収に合わせて住民税も徴収されており、住民税申告を行った場合、控除することができなかった金額については、還付または翌年度の町県民税もしくは森林環境税に納付もしくは納入することとする改正であります。

1ページ中段から2ページ下段までの第37条の3の2については、地方税法規定の新設等による改正で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化と項ずれの反映を行うものであります。給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化については、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとする改正であります。

2ページ下段から3ページ上段までの第39条については、森林環境税の導入に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦

課徴収の方法について規定する改正等であります。

3 ページ上段の第42条については、同じく森林環境税の導入に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等であります。

3 ページ中段から 5 ページ上段までの第45条については、同じく森林環境税に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により、徴収する給与所得にかかる所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等であります。

5 ページ中段から 6 ページ上段までの第48条については、同じく森林環境税に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第321条の7第2項が改正されたことに伴う改正であります。国税である森林環境税の賦課徴収は、地方税である町民税と県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うこととなります。よって、国税である森林環境税に係る徴収金の過誤納金を、ほかの地方税の税債権に充当する場合、またはほかの地方税に係る徴収金の還付金、または過誤納金を国税の森林環境税に充当する場合においては、地方税の第17条の2の規定、その他の各税目の還付充當に係る規定は適用せず、同法第17条の2の2の規定の新設により、市町村徴収金関係過誤納金とみなし、納税義務者が還付金または過誤納金の納付または納入を市町村長に対して委託したものとみなすものです。

6 ページ上段から 7 ページ上段まで第48条の2については、同じく森林環境税に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に、森林環境税額を含む旨を規定する改正等であります。

7 ページ上段の第48条の6については、同じく森林環境税に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法第327条の7の10第2項が改正されたことに伴う改正等であります。第2項については、第48条第2項と同様、国税である森林環境税に係る徴収金の過誤納金をほかの地方税の税債権に充当する場合、または他の地方税に係る徴収金の還付金または過誤納金を国税の森林環境税に充当する場合においては、地方税法の第17条の2の規定、その他の各税目の還付充當に係る規定は適用せず、同法第17条の2の2の規定の新設により、市町村長徴収金関係過誤納金とみなし、納税義務者が還付金または過誤納金の納付または納入を、市町村長に対して委託し

たものとみなすものです。

7 ページ下段の第72条の2については、法律改正に合わせて、法第382条の2ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正、及び法第382条の4の規定により、固定資産税台帳の住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正であります。

8 ページ上段の第72条の3については、法律改正に合わせて法第382条の3ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正及び法第382条の4の規定により、記載事項証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正であります。

8 ページ中段の第79条については、地方税法施行規則改正に合わせて、ミニカー区分からキックボードの特定小型原付を除外することで、当該特定小型原付は、条例第79条第1号アに該当し、種別割の年額が2,000円となる改正であります。

8 ページ下段から9 ページ上段までの附則第15条の2及び第16条の2については、法律改正に合わせて不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる改正であります。

9 ページ中段から第2条大槌町町税条例等の一部を改正する条例（令和4年大槌町税条例第10号）の一部改正であります。

9 ページ中段から10ページ上段までの附則第1条については、規定の適正化の整備を行うものです。

10ページ中段から11ページ上段までの附則については、第1号は施行規則、第2条は町民税に関する経過措置、第3条は軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） すみません。ちょっと説明をお願いしたいと思います。3ページの、第39条の3ですけれども、ここの中で、町民税の均等割を賦課しということで、均等割ということなんですけれども、森林環境税は収入に関係なく徴収なのか。それともこの辺のどれほどのお金になるのか。ちょっとその辺、もし分かれば教えてください。
- 議長（小松則明君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） まず、今まで均等割につきましては、東日本大震災基本法により、平成26年度から10年間、令和5年度まで、県民税と町民税に500円ずつプラスされて課税されておりました。これが今回、令和5年度でそれが終了になります。そのほかに、令和6年度から1,000円、国税として賦課徴収されます。なので、均等割については6,000円の金額はトータル変わらないという流れになります。均等割に係る金額については、給与収入と扶養人数によって金額が異なるんですけども、例えば、本人のみであれば、給与所得93万円以上であれば、均等割が課税されます。扶養1人であれば、収入が137万8,000円から課税されるというような段階で、均等割に係る基準が異なります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かりました。そういうことはやっぱり人数にかかるというのであれば、収入のない子供も、その人数に課税されるということですよ。

○議長（小松則明君） 会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（藤原英志君） 子供については課税されません。あくまでも、先ほど申し上げましたとおり本人1人だけであれば93万円。扶養人数によって給与収入の基準が異なって、それで課税されると判断されます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第35号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後1時35分